

議案第 116 号

芭蕉翁記念館条例の制定について

芭蕉翁記念館条例を次のとおり制定しようとする。

平成 29 年 9 月 4 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

芭蕉翁記念館条例

(設置)

第 1 条 芭蕉翁の遺業を顕彰するとともに、芭蕉翁、俳句、俳諧に関する資料の収集、保存、展示を行い広く市民の教養を高め、遺作、研究著書等を一般の参観に供することによって学芸の振興を図り、文化の向上及び地域の振興に資するため、芭蕉翁記念館（以下「記念館」という。）を設置する。

(位置)

第 2 条 記念館は、伊賀市上野丸之内 117 番地 13 に置く。

(開館時間及び休館日)

第 3 条 記念館の開館時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。

2 記念館の休館日は、12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの日とする。

3 市長は、特に必要があると認めるときは、開館時間及び休館日を変更することができる。

(入館料)

第 4 条 記念館を参観しようとする者は、入館料を納めなければならない。

2 入館料は、次のとおりとする。

(1) 一般 300 円

(2) 生徒、児童 100 円

(3) 一般団体 1 人につき 200 円（一般 20 人以上とする。）

(4) 生徒、児童団体 1人につき 60円（生徒、児童 20人以上で引率者のあるものとする。）

3 市長は、特別の理由があると認めるときは、入館料を減免することができる。

(施設の使用)

第5条 記念館の施設は、午前9時から午後5時までの間使用することができる。

2 市長は、特に必要があると認めるとき、又は管理上支障がないと認めるときは、使用時間を変更することができる。

(使用の許可等)

第6条 記念館の施設を使用しようとする者は、事前にその日時を申し出て、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、記念館の施設の使用を許可するに当たっては、管理上必要な条件を付することができる。

3 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、記念館の施設の使用を許可しない。

(1) 公益を害し、風俗を乱すおそれがあると認められるとき。

(2) 建物又は器具を損傷するおそれがあると認められるとき。

(3) 管理上支障があると認められるとき。

(4) その他市長が施設の使用について不相当と認めるとき。

(使用料)

第7条 記念館の施設の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる使用料を納付しなければならない。

| 区分 | 1回の利用料金 | 摘要 |
|-------|---------|---------------------------------------|
| 記念館別館 | 3,000円 | 1回の使用時間は、午前9時から正午まで又は午後1時から午後5時までとする。 |

2 使用者は、使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、後納させることができる。

(使用料の減免)

第8条 市長は、公益上特に必要と認めるときは、前条に規定する使用料を減免することができる。

(使用料の返還)

第9条 既納の使用料は、返還しない。ただし、やむを得ない事由に基づいて記念館の施

設の使用を中止した場合であつて、市長が返還することを相当と認めたときは、既納の使用料の全部又は一部を返還することができる。

(目的外使用及び権利譲渡等の禁止)

第10条 使用者は、記念館の施設を許可を受けた目的以外の目的のために使用し、又は使用する権利を他に譲渡し、若しくは貸してはならない。

(造作等の制限)

第11条 使用者は、記念館の施設の使用に当たって、特別の設備をし、又は造作を加えようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(使用許可の取消し等)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、記念館の施設の使用の許可を取り消し、若しくは制限し、又は退去させることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反し、又はこれらに基づく処分に従わないとき。
- (2) 法令に違反する行為を行ったとき。
- (3) 第6条第2項に基づく条件に違反したとき。
- (4) 第6条第3項各号のいずれかに該当する事由が発生したとき。

(原状回復の義務)

第13条 使用者は、記念館の施設の使用を終了したとき、又は使用の許可を取り消されたときは、直ちに原状に回復して返還しなければならない。

(損害賠償)

第14条 使用者は、記念館の施設の使用中に建物又は器具を損傷し、又は滅失した場合において、前条の規定に基づく原状回復ができないときは、市長の認定に基づき、損害を賠償しなければならない。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、芭蕉翁記念館及び蓑虫庵条例(平成16年伊賀市条

例第 260 号) の規定によりなされた記念館に係る処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(芭蕉翁記念館及び蓑虫庵条例の一部改正)

3 芭蕉翁記念館及び蓑虫庵条例の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

蓑虫庵条例

第 1 条を次のように改める。

(設置)

第 1 条 芭蕉翁ゆかりの蓑虫庵を保存・管理し、一般の参観に供することによって市民文化の向上及び文化の振興を図るとともに、地域の振興に資することを目的として、蓑虫庵（以下「庵」という。）を設置する。

第 21 条を第 22 条とする。

第 20 条中「芭蕉翁記念館及び蓑虫庵」を「庵」に改め、同条を第 21 条とする。

第 19 条第 1 号中「芭蕉翁記念館及び蓑虫庵」を「庵の施設」に改め、同条第 2 号中「芭蕉翁記念館及び蓑虫庵」を「庵」に、「入館料、観覧料」を「観覧料」に改め、同条第 3 号中「芭蕉翁記念館及び蓑虫庵」を「庵並びに庵」に改め、同条第 4 号中「芭蕉翁記念館及び蓑虫庵」を「庵」に改め、同条を第 20 条とする。

第 18 条の見出しを「(観覧料、利用料金及び駐車料の収入)」に改め、同条中「入館料、観覧料」を「観覧料」に改め、同条を第 19 条とする。

第 17 条第 1 項中「参観者」の次に「及び庵の施設の利用者」を加え、同条を第 18 条とする。

第 16 条中「記念館又は庵」を「庵の施設」に改め、同条を第 17 条とする。

第 15 条中「記念館又は庵」を「庵の施設」に改め、同条を第 16 条とする。

第 14 条中「記念館又は庵」を「庵の施設」に改め、同条第 3 号中「第 7 条第 2 項各号」を「第 8 条第 2 項各号」に改め、同条第 4 号中「第 8 条」を「第 9 条」に改め、同条を第 15 条とする。

第 13 条中「記念館又は庵」を「庵の施設」に改め、同条を第 14 条とする。

第 12 条中「記念館又は庵」を「庵の施設」に改め、同条を第 13 条とする。

第 11 条ただし書中「記念館又は庵」を「庵の施設」に改め、同条を第 12 条とし、第 10 条を第 11 条とする。

第9条第1項中「記念館又は庵」を「庵の施設」に改め、同項の表を次のように改め、同条を第10条とする。

| 区分 | 1回の利用料金 | 摘要 |
|-----------|---------|--|
| 庵附属建物 | 3,000円 | 1回の使用時間は、午前9時から正午まで又は午後1時から午後5時までとする。 暖房器具は、1台当たりとする。 |
| 庵附属建物暖房器具 | 300円 | |

第8条中「記念館又は庵」を「庵の施設」に改め、同条を第9条とする。

第7条中「記念館又は庵」を「庵の施設」に改め、同条を第8条とする。

第6条中「記念館又は庵」を「庵の施設」に改め、同条を第7条とする。

第5条の見出しを「(施設の使用)」に改め、同条第1項中「記念館及び庵」を「庵の施設」に改め、同条を第6条とする。

第4条の見出しを「(観覧料)」に改め、同条第1項中「記念館を参観しようとする者は入館料を、庵」を「庵」に改め、「それぞれ」を削り、同条第2項中「入館料及び」を削り、同項第3号及び第4号を次のように改める。

(3) 一般団体 1人につき 200円 (一般20人以上とする。)

(4) 生徒、児童団体 1人につき 60円 (生徒、児童20人以上で引率者のあるものとする。)

第4条第3項中「入館料及び」を削り、同条を第5条とする。

第3条第1項中「芭蕉翁記念館 (以下「記念館」という。) 及び菘虫庵 (以下「庵」という。)」を「庵」に改め、同条第2項中「記念館及び」を削り、同条を第4条とする。

第2条中「芭蕉翁記念館及び菘虫庵」を「庵」に改め、同条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

(位置)

第2条 庵は、伊賀市上野西日南町1820番地に置く。